

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿武町長 花田 憲彦

市町村名 (市町村コード)	阿武町 (35502)
地域名 (地域内農業集落名)	宇久地区 (宇久)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

宇久地区は中心経営体である農事組合法人に地区内農地の大部分を集積しているが、構成員の高齢化が進んでおり、法人の経営や労働を担う新たな構成員や従業員の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・法人の新たな構成員や従業員を確保し、水稻、小麦を主に生産する。
- ・今後、管理が難しい農地については、地域の話し合いの中で検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内農用地のうち中山間地域等直接支払制度の関係農用地や水稻細目書に記載されているなど、現状耕作、維持管理がされていることが確認できる農用地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地所有者の貸付意向時期を考慮し、農地中間管理機構への貸付を進め、担い手の経営意向を踏まえ、順次集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸付意向時期を考慮し、農地中間管理機構への貸付を進め、担い手の経営意向を踏まえ、順次集積する。
(3)基盤整備事業への取組方針
排水設備の経年劣化による改修対応に取り組むとともに、満潮時に海水が逆流し、一部圃場に塩害が発生するため、対策について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの経営体の担い手育成をJAと阿武町農林水産課で連携し、相談から定着まで取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
病害虫の防除作業に関しては(有)ドリームファーム阿武に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等による農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用してワイヤーメッシュ柵を設置している。サルによる被害も発生しているため、阿武町農林水産課、猟友会と連携して対策を進める。
 ⑦中山間直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して畦畔の草刈等の保全管理を行う。